

1. 件名：検査制度見直しに関する北海道電力株式会社等との試運用に関する面談

2. 日時：令和元年12月20日（金） 10：25～11：00

3. 場所：北海道電力株式会社 泊発電所 事務棟 61会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 専門検査部門 久我主任原子力専門検査官

検査監督総括課 佐藤課長補佐

実用炉監視部門 片岸主任原子力専門検査官

泊原子力規制事務所 稲垣所長、野澤原子力運転検査官

北海道電力株式会社

泊発電所 副長 他14名

九州電力株式会社

川内原子力発電所 安全管理課 副長 他1名

5. 要旨

(1) 11月26日から12月3日及び12月17日から12月20日にかけて、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）泊発電所で「放射線被ばく評価及び個人モニタリング」、「放射線被ばくALARA活動」、「空气中放射性物質濃度の管理と低減」、「放射性気体・液体廃棄物の管理」、「放射線環境監視プログラム」及び「放射線モニタリング設備」に係る検査ガイドのチーム検査の試運用を行ったことから、原子力規制庁と北海道電力とで、配布資料（1）の事業者意見も踏まえ、当該試運用に関する意見交換を以下のとおり行った。

(2) 北海道電力から、「放射線被ばくALARA活動」について明確なしきい値や定量的なものさしはあるのかとの質問に対し、原子力規制庁から、ガイドに記載してあるとおりであり、ALARAに沿った活動ができているかが検査のポイントである旨を伝え、北海道電力と認識を共有した。

(3) 原子力規制庁から、「空气中放射性物質濃度の管理と低減」や「放射線環境監視プログラム」の検査については、原子炉規制法等で直接の規制対象になっていないことから、これまで深く掘り下げた検査はしてこなかったが、新検査制度では検査対象になることから、試運用で実施した当該検査の実施内容について事業者の意見があれば教えて欲しい旨

を伝えた。

(4) 原子力規制庁から、長期停止中である泊発電所が、すでに運転を再開した他の電力会社との交流を通じて、担当者の力量確保を考慮する取組については、良好事例と考える旨を説明した。

(5) 北海道電力から、チーム検査において、設備を熟知した担当者が検査官に同行し、現場で質疑応答することは効率的であった旨の説明があり、原子力規制庁としても、事業者の安全活動の妨げとならない範囲で4月からの本格運用でも同様に行いたい旨を伝えた。

(6) チーム検査でのフリーアクセスを検証するため休日に検査官だけの検査を行ったことについて、北海道電力から、チーム検査でも休日時間外の検査があり得るのかの質問があり、原子力規制庁から、試運用の結果を用いて検討する旨を伝えた。

## 6. 配布資料

(1) 試運用フェーズ3 チーム検査実施後の振り返り（放射線管理関係チーム検査）（北海道電力資料）